○座間市防災会議条例

昭和41年７月８日条例第18号

改正

昭和46年10月18日条例第39号

昭和59年12月27日条例第55号

平成７年３月30日条例第18号

平成７年６月28日条例第28号

平成11年12月27日条例第40号

平成24年９月３日条例第20号

座間市防災会議条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、座間市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(１)　座間市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(２)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(３)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(４)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(１)　指定地方行政機関の職員

(２)　神奈川県の知事の部内の職員

(３)　神奈川県警察の警察官

(４)　市職員

(５)　教育長

(６)　消防団長

(７)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(８)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(９)　その他市長が特に必要と認めた者

６　前項に規定する委員は、35人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、座間市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年７月１日から適用する。

附　則（昭和46年10月18日条例第39号）

この条例は、昭和46年11月１日から施行する。

附　則（昭和59年12月27日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月30日条例第18号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年12月27日条例第40号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月３日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。